# 人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止） （昭和二十四年人事院規則一―四）

法附則第十四条の規定及び国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号）の規定により、官吏任用叙級令（昭和二十一年勅令第百九十号）は、ここに、廃止する。

##### ２

規則一三―〇は、廃止する。

##### ３

規則一五―五は、廃止する。

##### ４

規則一〇―〇は、廃止する。

##### ５

規則九―〇は、廃止する。

##### ６

規則一一―一は、廃止する。

##### ７

規則九―一〇は、廃止する。

##### ８

規則一―八は、廃止する。

##### ９

規則一一―二は、廃止する。

##### １０

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １１

職員の任用及び分限については、次に掲げる旧令の例によらないものとする。

##### １２

官吏の任免・叙級・休職・復職その他の官吏の身分上の事項に関する手続に関する政令（昭和二十二年政令第十一号）の規定は、第四条を除き、職員については、その例によらないものとする。

##### １３

規則九―一二は、廃止する。

##### １４

規則九―一六は、廃止する。

##### １５

規則九―一八は、廃止する。

##### １６

規則九―一九は、廃止する。

##### １７

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １８

規則八―六は、廃止する。

##### １９

規則一―六は、廃止する。

##### ２０

規則一〇―一は、廃止する。

##### ２１

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ２２

規則一四―九は、廃止する。

##### ２３

規則九―二三は、廃止する。

##### ２４

規則九―二五は、廃止する。

##### ２５

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ２６

規則九―二九は、廃止する。

##### ２７

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ２８

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ２９

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ３０

規則九―三九は、廃止する。

##### ３１

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ３２

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ３３

規則九―四一は、廃止する。

##### ３４

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ３５

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ３６

規則一六―一は、廃止する。

##### ３７

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ３８

規則九―四六は、廃止する。

##### ３９

規則一五―三は、廃止する。

##### ４０

規則九―四七は、廃止する。

##### ４１

規則九―四八は、廃止する。

##### ４２

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ４３

規則八―一七は、廃止する。

##### ４４

規則九―五二は、廃止する。

##### ４５

規則一四―一一は、廃止する。

##### ４６

規則九―五三は、廃止する。

##### ４７

規則九―五六は、廃止する。

##### ４８

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ４９

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ５０

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ５１

規則九―六九は、廃止する。

##### ５２

規則九―七〇は、廃止する。

##### ５３

規則九―七一は、廃止する。

##### ５４

規則九―七二は、廃止する。

##### ５５

規則一四―一二は、廃止する。

##### ５６

規則九―七三は、廃止する。

##### ５７

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ５８

規則九―七八は、廃止する。

##### ５９

規則九―七九は、廃止する。

##### ６０

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ６１

規則九―七七は、廃止する。

##### ６２

規則九―八一は、廃止する。

##### ６３

規則九―八四は、廃止する。

##### ６４

規則一四―一三は、廃止する。

##### ６５

規則八―一九は、廃止する。

##### ６６

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ６７

規則一五―一〇は、廃止する。

##### ６８

規則九―八七は、廃止する。

##### ６９

規則九―八八は、廃止する。

##### ７０

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ７１

規則九―八三は、廃止する。

##### ７２

規則一一―七は、廃止する。

##### ７３

規則一四―一四は、廃止する。

##### ７４

規則九―九二は、廃止する。

##### ７５

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ７６

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ７７

規則九―九六は、廃止する。

##### ７８

規則二―七は、廃止する。

##### ７９

規則九―九八は、廃止する。

##### ８０

規則九―一〇〇は、廃止する。

##### ８１

規則九―五八は、廃止する。

##### ８２

規則九―一〇一は、廃止する。

##### ８３

規則九―五九は、廃止する。

##### ８４

規則一四―一五は、廃止する。

##### ８５

規則一四―一六は、廃止する。

##### ８６

規則九―一〇四は、廃止する。

##### ８７

規則九―一〇六は、廃止する。

##### ８８

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ８９

規則一四―二二は、廃止する。

##### ９０

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ９１

規則九―一一一は、廃止する。

##### ９２

規則九―一一二は、廃止する。

##### ９３

規則九―五七は、廃止する。

##### ９４

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ９５

規則九―一一五は、廃止する。

##### ９６

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ９７

規則九―一一九は、廃止する。

##### ９８

次に掲げる規則は、廃止する。

##### ９９

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １００

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １０１

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １０２

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １０３

規則一〇―九は、廃止する。

##### １０４

規則九―四二は、廃止する。

##### １０５

規則二一―一は、廃止する。

##### １０６

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １０７

規則九―一三八は、廃止する。

##### １０８

規則一〇―三は、廃止する。

##### １０９

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １１０

次に掲げる規則は、廃止する。

##### １１１

規則九―一四六は、廃止する。

# 附　則

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六一年五月三〇日人事院規則一―四―二）

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和六一年一二月二二日人事院規則一―四―三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六二年一二月一五日人事院規則一―四―四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六三年二月一九日人事院規則一―四―五）

この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

# 附　則（昭和六三年一〇月三日人事院規則一―四―六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六三年一二月二四日人事院規則一―四―七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成元年一二月一三日人事院規則一―四―八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二年一二月二六日人事院規則一―四―九）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三年一二月二四日人事院規則一―四―一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成四年一月一七日人事院規則一―一八）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成四年四月六日人事院規則一―四―一一）

この規則は、平成四年五月一日から施行する。

# 附　則（平成四年一二月一六日人事院規則一―四―一二）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成五年一一月一二日人事院規則一―四―一三）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成六年七月二七日人事院規則一―一九）

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

# 附　則（平成六年一一月七日人事院規則一―四―一四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成七年三月三一日人事院規則二―三―一三）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成七年一〇月二五日人事院規則九―一〇〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成八年一二月一一日人事院規則九―一〇一）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年一月三一日人事院規則一―二一）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年一二月一〇日人事院規則九―一〇四）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成九年一二月一九日人事院規則一―四―一五）

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

# 附　則（平成一〇年三月一九日人事院規則一―四―一六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一〇年四月二日人事院規則一―四―一七）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一〇年一〇月一六日人事院規則九―一〇六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一一年一一月二五日人事院規則九―一〇八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月三〇日人事院規則一―二九）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一二年一二月二七日人事院規則一―三二）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一四年七月三一日人事院規則一―四―一八）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一四年一一月二二日人事院規則一―四―一九）

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一〇月一六日人事院規則九―一一三）

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年一〇月一六日人事院規則九―一一四）

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年三月五日人事院規則一―四一）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一六年一〇月二八日人事院規則一―四―二〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年一一月七日人事院規則九―一一六）

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年二月一日人事院規則一―四三）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年二月一日人事院規則一―五一）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月二五日人事院規則一―五三）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十年十二月三十一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月一八日人事院規則一―四―二一）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年二月二九日人事院規則一―四―二二）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年二月一五日人事院規則一―四―二三）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年二月二八日人事院規則一―四―二四）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年五月二九日人事院規則一―六二）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二六年五月二九日人事院規則二一―〇―六）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二七年一月三〇日人事院規則一―四―二五）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年一月二六日人事院規則九―一四〇）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年五月三〇日人事院規則一―四―二六）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三〇年二月一日人事院規則一―四―二七）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年四月一日人事院規則一―四―二八）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附　則（令和三年四月一日人事院規則九―五四―九）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、令和三年四月二日から施行する。